



発行 東京都

目次

47

規則

○東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉保健局生活福祉部計画課）…

規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六六号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年東京都規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「又は共同住宅等の各住戸」を、「共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第三 十の項(三)、別表第五 五の項(三)、同表六の項(二)、同表七の項及び同表十の項において同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）」に改め、同項第四号

中「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第六号中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「道等」の下に「又は一般客室」を加える。

別表第三 十の項(一)中「車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項(二)中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同項中(二)の次に次のように加える。

(三) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の施設の一一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。

(1) 一般客室の出入口の幅は、八十七センチメートル以上とすること。

(2) 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十五センチメートル以上とすること。

(3) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。

ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

イ 勾配が、十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分別表第五 四の項中「六の項」を「六の項(一)」に改め、同表五の項中「こう配」を「勾配」に、「踊場」を「踊り場」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項中(二)の次に次のように加える。

(三) 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに

- 併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
- (1) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - (4) 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
  - (5) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
  - (6) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊り場を設けること。
  - (7) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
  - (8) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- 別表第五 六の項を次のように改める。

<p>六 エレベーター及びその乗降ロビー</p>	<p>(一) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(七の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</li> <li>(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超</li> </ol>
--------------------------	--

- (3) 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - (6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
  - (7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
  - (8) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- ア 籠の幅は、百四十七センチメートル以上とすること。
- イ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。
- ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の

出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。

(ア) 文字等の浮き彫り

(イ) 音による案内

(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの

ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(二) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（七の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

(3) 籠の奥行きは、百十五センチメートル以上とすること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置

を表示する装置を設けること。  
(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

別表第五 七の項中「移動等円滑化経路等」の下に「又は宿泊者特定経路」を加え、「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十の項(中)「車いす使用者用客室を一以上」を「車椅子使用者用客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上」に改め、同項(中)「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同項(二)の次に次のように加える。

(三) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 宿泊者特定経路を一以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

(2) 一般客室（和室部分を除く。(3)及び(4)において同じ。）の出入口の幅は、八十七センチメートル以上とすること。

(3) 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

(4) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に同じ、当該アからウまでに定める部分を除く。

ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

イ 勾配が、十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分  
(5) 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性により(1)の規定によることが困難である場合における(1)の規定の適用については、(1)中「宿泊者特定経

路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。

(6) 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は一の項の(一)の規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、(1)及び(5)の規定は適用しない。

別表第五 十七の項(一)(2)中「六の項若しくは七の項」を「六の項(一)若しくは七の項(一)」に、「こう配」を「勾配」に改め、同項(一)(2)オ中「踊り場」を「踊り場」に改め、同項(一)(2)キ中「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項(一)(5)中「踊り場」を「踊り場」に改め、同項(二)中「六の項若しくは七の項」を「六の項(一)若しくは七の項(一)」に、「こう配」を「勾配」に改め、同項(二)ウ及びカ中「踊り場」を「踊り場」に改め、同項(二)ク中「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項(二)(5)中「踊り場」を「踊り場」に改める。

別表第十一 一の部一の項を次のように改める。

<p>一 移動等円滑化経路</p>	<p>(一) 公共交通施設(以下「駅舎等」という。)の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して障害(段差、狭小な出入口等をいう。)となるものがなく、かつ安全に連続して通行できる経路(以下この表において「移動等円滑化経路」という。)を以上確保すること。</p> <p>(二) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</p> <p>(三) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下</p>
-------------------	--

「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに一以上確保すること。

(四) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

(五) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(一)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ一以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

別表第十一 一の部八の項(一)中「かご」を「籠」に改め、同項(二)中「かご」を「籠」に、「十一人乗り以上」を「十一人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるもの」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項(三)中「かご」を「籠」に改め、同項(四)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(五)中「かご」を「籠」に改める。

別記第二号様式中「註の~~中~~」を「註」に改め、同記第二号様式中「註」を「註」に改める。

別記第五号様式を次のように改める。

特定都市施設整備項目表 (共同住宅等以外の建築物用)

Main application form table with columns: 所在地, 名称, 申請項目, 備考. Contains detailed project information and applicant details.

(案)

(土木工務部係41414)

Table for Article 9, Item 2 (2) regarding evacuation routes. Columns include route details and specific requirements for evacuation routes.

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

Table for Article 9, Item 2 (2) detailing specific standards for evacuation routes, including items like evacuation routes, evacuation routes, etc.

(土木工務部係41414)





発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001